

長野県公式観光外国語ウェブサイト「Go!Nagano」 バナー広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県公式観光外国語ウェブサイト「Go!Nagano」

(<http://www.go-nagano.net/>) (以下「Go!Nagano」という。) に掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「Go!Nagano」 (一社) 長野県観光機構 (以下「機構」という。) が管理する長野県公式観光外国語サイトをいう。
- (2) 広告 画像で表示された情報「バナー」により、広告掲載の許可を受けた者 (以下「広告主」という。) の指定するウェブサイトにリンクする機能を有するものをいう。
- (3) 広告枠 広告を掲載するため「Go!Nagano」上に表示された区域をいう。

(広告枠の位置等)

第3条 広告枠は、「Go!Nagano」6言語 (英語、韓国語、中国語・繁体字、中国語・簡体字、タイ語、インドネシア語) の各トップページの下部に置くものとする。

2 広告枠の数は、機構が別に定めるものとする。

(広告の基準)

第4条 広告の対象とするウェブサイトは、長野県の観光に関するウェブサイトとする。

2 前項に関わらず、次の各号に該当し、またはそのおそれがあると認められるものについては、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの
- (3) 「Go!Nagano」の運営に支障をきたすもの
- (4) 人権その他の者の権利を侵害するもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないなど虚偽であるもの
- (8) 広告であること又は広告の内容が不明確であるもの
- (9) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど、責任の所在が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 不当な比較広告
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (13) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (14) その他掲載する広告として適当でないと機構が認めるもの

(広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、機構が別に定めるものとする。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告の禁止表現

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位で12ヶ月間までとし、年度をまたがる掲載はできないものとする。年度の期間は4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 広告の掲載を開始する日(以下「広告開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最初の営業日とする。営業日は機構の営業日とし、土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日、を除く日とする。

3 広告の掲載を終了する日(以下「広告終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する翌月の最初の営業日とする。ただし、3月については当該広告を掲載する月の最後の営業日とする。営業日は機構の営業日とし、土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日、を除く日とする。

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告は、書面及び長野県公式観光ウェブサイト「さわやか信州旅.net」

(<http://www.nagano-tabi.net/>)、「Go!Nagano」等により募集するものとする。

2 前項の規定の書面による募集は、年に1回年度が終了する前と広告の掲載枠に空きが生じたときに、募集期間を定めて行うことができるものとする。

3 機構は、前項の規定により募集する場合は、広告主となり得る者等に対して書面を送付して案内することができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を希望する者は、別に定める様式により機構理事長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 機構理事長は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定に基づき審査を行い、決定するものとする。

2 前項の審査において、第7条第2項の募集期間を定めた場合で、第3条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、次の各号の申込者の順位により広告掲載を決定するものとする。この場合、同じ順位ของときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができるものとする。

(1) 機構会員及び市町村

(2) 広域の観光関連団体等

(3) 企業のうち公共性が高く、かつ県内に事業所等を有するもの

(4) 前号の規定に該当しない私企業又は自営業で、県内に事業所等を有するもの

(5) その他の私企業又は自営業等

3 前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定するものとする。

4 機構理事長は、前各項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、書面により当該申込者に通知のうえ、契約を締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を第4条及び第5条の規定に基づき作成し、原則として広告開始日から起算して7日前の日までの機構が指定した日までに、機構が指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 機構は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第 11 条 広告の掲載料は、機構が別に定めるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を原則として広告開始日から起算して 5 日前までに、機構が発行する請求書に基づき一括で支払うものとする。ただし、広告開始日が 4 月の場合またはやむを得ない事由がある場合は、広告開始日から起算して 20 日以内に、機構が発行する請求書に基づき支払うことができるものとする。
- 3 機構は、掲載期間 6 ヶ月以上の掲載をする場合においては、第 2 項の規定により発行する請求書を広告主の要請により 3 ヶ月分以上の単位で分割で発行することができるものとする。

(広告掲載の方法)

第 12 条 機構は、第 10 条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告開始日の午後 3 時までに掲載するものとする。

- 2 機構は、第 1 項の規定により掲載した広告を、原則として広告終了日の午前 9 時以降に取り除くものとする。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 機構理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第 10 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 第 11 条第 2 項の規定により定められた日までに広告掲載料が支払いされないとき。
- (3) 第 4 条又は第 5 条の規定に反すると判断したとき。
- 2 機構理事長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 機構は、前各項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が支払いされているときは、広告の取消しを通知した日の月の翌月以降の月にかかる広告掲載料を返金するものとする。
- 4 前項の規定により返金する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第 14 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により機構理事長に申し出なければならないものとする。
- 3 機構は、前各項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が支払いされているときは、広告の取消しを通知した日の月の翌月以降の月にかかる広告掲載料を返金するものとする。
- 4 前項の規定により返金する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 機構は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第 11 条第 1 項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還するものとする。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 か月単位につき 1 日未満の場合は、返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、機構が「Go!Nagano」の運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が 2 日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 3 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告の変更)

第 16 条 広告主は、広告の内容を変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、機構にあらかじめ協議するものとし、第 10 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 10 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第 17 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 5 日前までに機構に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第 18 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先の、ウェブサイトの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならないものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 19 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、機構と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 20 条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、長野地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、機構が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(一部改定)

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(一部改定)

長野県公式観光外国語ウェブサイト「Go!Nagano」

バナー広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、長野県公式観光外国語ウェブサイト「Go!Nagano」(<http://www.go-nagano.net/>) (英語、韓国語、中国語・繁体字、中国語・簡体字、タイ語、インドネシア語) へのバナー広告の掲載を適正に行うため、長野県公式観光外国語ウェブサイト「Go!Nagano」バナー広告掲載要綱 (以下「要綱」という。) に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告枠の数)

第2条 要綱第3条第2項の広告枠の数は8とする。ただし、要綱第8条及び第9条の広告掲載の申込み及び広告掲載の決定において、その数を超える場合は増やすことができるものとする。

(広告の規格及び禁止表示)

第3条 要綱第5条第1項の広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦50ピクセル×横200ピクセルとする。
- (2) 形式は、GIF又はJPEGとする。
- (3) データ容量は、原則として8KB以下とする。
- (4) 文字色と背景色のコントラストを十分に取り、文字が読みやすくなるように配慮する。
- (5) 文字、イラスト等の解像度は適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。

2 要綱第5条第2項の広告の禁止表現は、次のとおりとする。

- (1) 点滅、切り替え、反転などの動きのある表示
- (2) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある表示 (「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど)
- (3) 実際には機能しない表示 (入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど)
- (4) その他広告の表現として適当でないと機構が認める表現

(広告掲載の申込み)

第4条 要綱第8条の別に定める様式は別紙のとおりとする。

(広告掲載料)

第5条 要綱第11条第1項の広告の掲載料は、6言語 (英語、韓国語、中国語・繁体字、中国語・簡体字、タイ語、インドネシア語) 1式で1枠当たり月額10,800円 (消費税及び地方消費税を含む。) とする。ただし機構は、前年度に掲載期間6ヶ月以上の掲載をした広告主が掲載期間12ヶ月以上の掲載をする場合においては、その広告主に2ヶ月間以内を無料で掲載することができるものとし、掲載期間6ヶ月以上の掲載をする場合においては、その広告主に1ヶ月間以内を無料で掲載することができるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、機構が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は平成21年3月16日から施行する。

この要領は平成24年4月1日から施行する。(一部改訂)

この要領は平成26年4月1日から施行する。(一部改訂)

この要領は平成28年4月1日から施行する。(一部改訂)

この要領は平成29年1月16日から施行する。(一部改訂)